

令和5年産に向けた水田農業の取組方針 (ver.4.0)

農林水産省農産局企画課

水田農業対策室

令和5年1月

主食用米等の令和4/5年及び令和5/6年の需給見通し(令和4年10月公表 基本指針)

【令和4/5年の主食用米等の需給見通し】

(単位:万トン)

令和4年6月末民間在庫量	A	218	--->	209	《9》
令和4年産主食用米等生産量	B	670	→	平年作:669万トン	
令和4/5年主食用米等供給量計	C=A+B	888	--->	879	《9》
令和4/5年主食用米等需要量	D	691 ~ 697			
令和5年6月末民間在庫量	E=C-D	191 ~ 197	--->	182~188	《9》

令和2年産米のコロナ影響緩和特別対策(特別枠)を除いた場合の見通し

R4年度と同程度の作付転換が必要

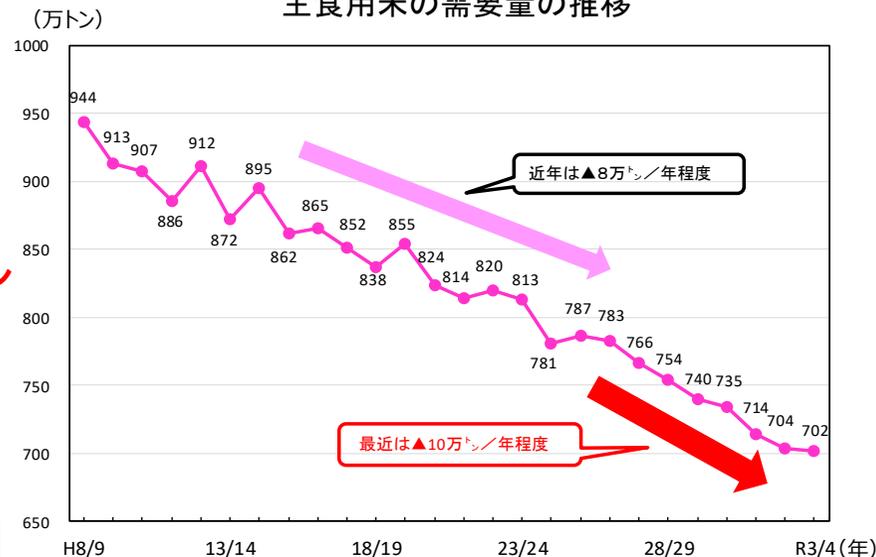
【令和5/6年の主食用米等の需給見通し】

(単位:万トン)

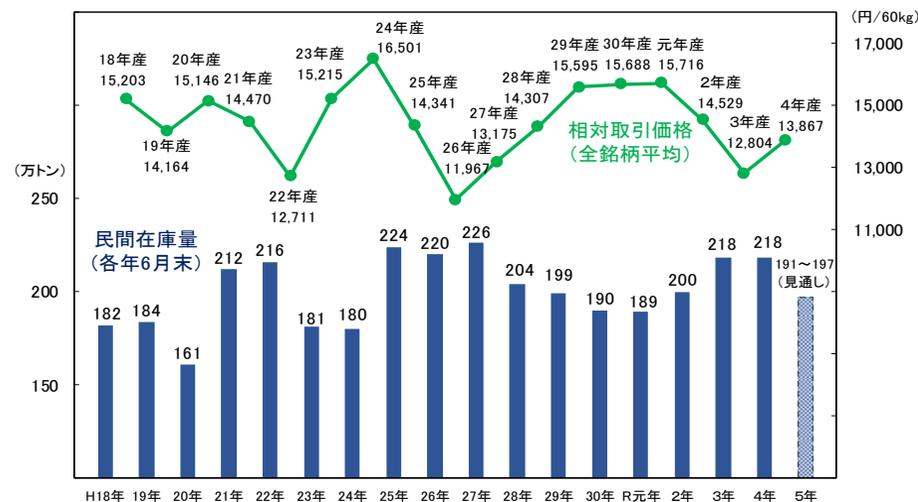
令和5年6月末民間在庫量	E	191 ~ 197
令和5年産主食用米等生産量	F	669
令和5/6年主食用米等供給量計	G=E+F	860 ~ 866
令和5/6年主食用米等需要量	H	680
令和6年6月末民間在庫量	I=G-H	180 ~ 186

注1: 主食用米等需要量は、新型コロナウイルス感染症の状況や価格動向、コロナ影響緩和特別対策(特別枠)の販売動向等によって、今後、変動する可能性がある。
 注2: 欄外の記載は、コロナ影響緩和特別対策(特別枠)に取り組む令和2年産米を除いた場合の見通しであり、《 》書きは特別枠に係る取組数量。
 注3: ラウンドの関係で計と内訳が一致しない場合がある。

主食用米の需要量の推移



相対取引価格と民間在庫量の推移



注: 相対取引価格は、当該年産の出回りから翌年10月まで(令和4年産は出回りから4年11月までの)の通年平均価格であり、運賃、包装代、消費税相当額が含まれている(令和4年産は速報値)。

令和3年産、4年産における作付転換の状況

- 令和4年産の主食用米の作付面積は、前年比で約5.2万haの減少。
- そのうち飼料用米への転換が2.6万ha(全体の約5割)を占め、麦・大豆等の品目への転換は伸び悩み。

		(万ha)								
	主食用米	備蓄米	戦略作物等							
			加工用米	新規需要米				麦	大豆	その他 (飼料作物、そば・なたね)
				飼料用米	WCS (稲発酵 粗飼料稲)	米粉用米	新市場 開拓用米 (輸出用米等)			
R 2 年産	136.6	3.7	4.5	7.1	4.3	0.6	0.6	9.8	8.5	10.2
	▲6.3		+0.2	+4.5	+0.1	+0.1	+0.1	+0.4	±0	±0
R 3 年産	130.3	3.6	4.8	11.6	4.4	0.8	0.7	10.2	8.5	10.2
	▲5.2		+0.2	+2.6	+0.4	+0.1	+0.1	+0.5	+0.3	▲0.3
R 4 年産	125.1	3.6	5.0	14.2	4.8	0.8	0.7	10.6	8.9	9.9

注1: 加工用米及び新規需要米(飼料用米、WCS用稲、米粉用米、新市場開拓用米)は取組計画の認定面積。

注2: 備蓄米は地域農業再生協議会が把握した面積。

注3: 麦、大豆、その他(飼料作物、そば、なたね)は地方農政局等が都道府県再生協議会等に聞き取った面積。(基幹作)

平成30年産からの米政策

○ 生産数量目標の配分を廃止

生産者が自らの経営判断、販売戦略に基づき、需要に応じた生産を行える環境を整備。

○ 主食用米からの作付転換を支援

「水田活用の直接支払交付金」により、水田における麦・大豆・飼料用米等の作物の生産を支援。

○ 収入減に対するセーフティネットを措置

ナラシ対策と農業共済により、自然災害や価格低下による収入減少の影響を緩和。

○ 主食用米の長期計画販売を支援

「米穀周年供給・需要拡大支援事業」により、豊作時などに長期計画的販売を行う集荷団体等を支援。



令和4年産における取組

○ 需要に見合った作付転換を実現

令和4年産においては、全国で約5.2万haの作付転換が行われる見込みであり、生産数量目標の配分を行わなくても、生産者の判断による需要に応じた生産が着実に定着してきている。

○ 水田リノベーション事業の拡充

実需者と連携し、低コスト生産に取り組む産地を支援する「水田リノベーション事業」の対象品目に新たに子実用とうもろこしを追加。

○ 収入保険も含めたセーフティネットを措置

ナラシや農業共済、収入保険制度により、農業者の収入減少を広く補償。

○ 在庫の増加にも対応

「米穀周年供給・需要拡大支援事業」による支援を継続。このほか、2年産については「新型コロナウイルス影響緩和特別対策事業」により支援。

令和4年産における課題

産地によっては次のような課題があったのではないかと。

- 作付転換の検討を始める時期が遅れ、作付転換に必要な種もみ等の準備が間に合わなかった。
- 定着していた麦や大豆が減少し、取り組みやすい一般品種での飼料用米への転換が増えた。
- 転換作物が定着しているほ場において、連作障害が発生してしまっている。あくまで一時的な作付転換で、今後主食用米に戻ってしまう可能性もあり、産地として作付転換が定着できていない。
- 古米の在庫が重いなか、4年産の契約が思うように進んでおらず、主食用米の在庫解消の見通しが立っていない。

産地ごとに、どのような課題があったかを確認することが必要

令和5年産に向けた取組方針

産地ごとに4年産の課題を振り返り、5年産にむけて、以下の点を確認しましょう。

- ① 生産者がどの作物に転換するかを幅広く検討できるよう、作付転換の検討を早い時期から開始しましょう。
- ② 麦・大豆・野菜などの定着性・収益性の高い品目、輸出用米など需要増が見込まれる品目への転換をまずは検討しましょう。飼料用米や米粉用米に取り組む場合は、需要に応じた生産に対応するため、多収品種や専用品種で取り組むことを検討しましょう。
- ③ その際、転換作物が定着している水田は、畑地化することを検討しましょう。一方、水田として利用する場合は、連作障害回避のためにブロッカーローテーションを行いましょう。
- ④ 在庫の状況や中長期的にどのような産地を目指すのかを関係者間で共有し、主食用米に後戻りしない作付転換を計画的に進めていきましょう。

産地ごとにしっかり取り組むことで、需要に応じた生産を実現

令和5年産に向けた検討

- 令和4年産の課題を共有し、5年産に向けて、主食用米の計画（目安）だけでなく、転換作物も含めた水田全体の作付計画を立てる。

〇〇県(地域)における水田の作付計画

作物等	R4作付面積等 (ha)	R5作付予定面積 (ha)
主食用米	実績値を記入	
新市場開拓用米		
加工用米		
麦		
大豆		
高収益作物(野菜等)		
地力増進作物(緑肥等)		
飼料用米		
飼料作物		
飼料用とうもろこし		
畑地化		



中長期的な方針の検討

- 5～10年後に、産地としてどのような水田の利用を目指すのか、中長期的な将来像を明確にする。

【目指すべき産地の例】

- ◆ 米生産の低コスト化を追求した**輸出用米の産地**
 - ◆ 専用品種の導入により、需要の増加に応える**米粉用米の産地**
 - ◆ 食品メーカーとの連携による**加工・業務用野菜の産地**
 - ◆ 農地の集約化を進め、国産需要の増加に応える**麦・大豆の産地**
 - ◆ 地域の畜産農家と協力して、資源循環に取り組む**耕畜連携の産地**
 - ◆ スマート技術やDX（デジタルトランスフォーメーション）を積極的に導入し、**超省力生産に取り組む産地**
 - ◆ 有機農業やカーボン・ファーム[※]等のグリーン化の取組により、**環境に配慮した農業に取り組む産地**
- ※ 温室効果ガスの排出抑制等のマネジメントを行う農業

水田活用直接支払交付金の交付対象水田について

交付対象水田の現行ルール

(要綱の抜粋)

1. 交付対象水田の整理・更新

地域農業再生協議会は、毎年7月1日現在で、水田活用直接支払交付金の交付対象とする農地（交付対象水田）を明確にした水田台帳等を整理する。

2. 交付対象水田の範囲

前年度に交付対象水田としたものから、以下に該当するものを除く。

- ・ 現況において非農地に転用された土地
- ・ 3年間連続して作物の作付けが行われていない農地
- ・ 畑地化し水田機能を喪失する等水稻の作付けが困難な農地として、次にいずれかに該当するもの
 - ① たん水設備（畦畔等）を有しない農地
 - ② 用水供給設備（用水路等）を有しない農地

〔昨年秋に決定した方針〕

- ・ 5年間に一度も水張り（水稻作付）※が行われていない農地

※ 「今後5年間に一度も水張り、すなわち水稻の作付けが行われない農地は交付の対象としない。」

(令和3年12月22日 (参)農林水産委員会において金子大臣答弁)

5年水張りルールの具体化

- ・ 5年間に一度も水張りが行われていない農地は交付対象としない

〔目的〕

- ・ 転換作物が固定化している水田は、畑地化を促す
- ・ 水田機能を有する農地において転換作物の生産を行う場合は、ブロックローテーション体系の再構築を促す

- ・ ただし、以下に該当するものは、5年間に一度も水張りが行われない場合であっても交付対象水田から除外しない。
 - ① 災害復旧に関連する事業が実施されている場合
 - ② 基盤整備に関連する事業が実施されている場合

※ ①、②のいずれの場合も、過去の作付けの実績及び将来の作付計画等から、確実に水張りを行うことが確認できる場合は、交付対象とする。
- ・ 水張りは、水稻作付けにより確認することを基本とする。
- ・ ただし、以下のすべてに該当する場合は水張りを行ったとみなす。
 - ① 湛水管理を1か月以上行う
 - ② 連作障害による収量低下が発生していない

※ 5年を超える間隔でブロックローテーションに取り組んでいるケースについては、実例の検証を継続。

水稲作付以外による水張りの「一定期間」の考え方について（連作障害軽減の観点）

- 同一作物の作付頻度が増加すると、病虫害の多発による収量・品質の低下などの「連作障害」が発生。
- 田畑輪換によって畑地雑草及び畑作物の病虫害被害が大幅に軽減されることが知られているが、一定期間の湛水処理にも同様の効果が期待できる場合がある。
- 湛水処理に必要な期間は、対象とする作物、対象病虫害、土壌条件や処理を行う地温・水温、季節によっても異なるが、過去の試験研究成果によれば、1～4か月程度の湛水を行うことで効果があったという研究事例がある。

○ 湛水処理による畑地における試験研究成果の例（カッコ内は試験地）

・コムギ立枯病に関する研究①（茨城県）

立枯病防除のためには、夏期に40日から80日程度の連続湛水が必要であり、湛水が不完全であると圃場内の発病域が拡散される可能性が示唆された。

出典：「圃場の湛水によるコムギ立枯病防除効果」茨城県病虫害研究会報（1993）

・コムギ立枯病に関する研究②（北海道）

立枯病防除のためには、少なくとも20日以上、激発畑では30日程度の夏期の湛水により被害が軽減した。

出典：「小麦立枯病の発生生態解明と防除法確立試験」北海道北見農試病中予察科（1988）

・ダイズシストセンチュウに関する研究（秋田県）

5～9月の4ヶ月間の湛水により単年でもシストセンチュウの密度低下に有効な効果が認められた。

出典：「ダイズシストセンチュウ汚染土壌への湛水処理並びに堆肥施用が大豆品種の生育・収量に及ぼす影響」日作東北支部報（1983）、東北農業試験場、農業研究センター

6～7月の2ヶ月間の単年の湛水であってもシストセンチュウの密度低下が低下し、3か月程度の累年の湛水により防除に極めて有効な効果が認められた。

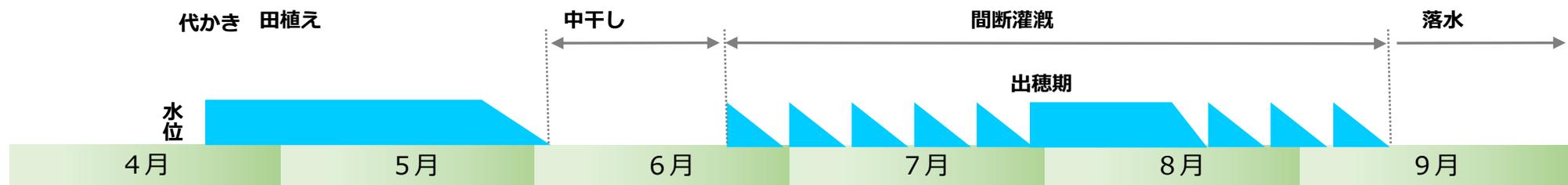
出典：「ダイズシストセンチュウの動態に対する累年湛水処理の影響」日作東北支部報（1987）、東北農業試験場、農業研究センター

・ダイズ白絹病に関する研究（広島県）

ダイズ播種前（6月下旬）に1ヶ月間湛水を行うことで、白絹病の発生を抑制できることが確認された。

出典：「短期湛水処理によるダイズ白絹病の発生制御法の開発」近畿中国四国農業研究センター（1998）

○ 移植栽培の湛水状況のイメージ



5月の田植えから9月上旬の落水まで約4か月間湛水

令和5年産水田活用予算の全体像

○ 令和5年度当初予算と令和4年度補正予算を合わせ、令和5年産における畑地化や作付転換支援に対応可能な予算総額を確保。

令和4年度補正予算

令和5年度当初予算

＜令和5年産水田活用予算＞

水田活用の
直接支払交付金
(4年産不足分)

190億円
【R4補正】

畑地化支援

① 畑地化促進事業

(畑地化の取組等への支援)

250億円【R4補正】

畑作物産地形成

② 畑作物産地形成促進事業

(旧水田リノベーション事業)

300億円【R4補正】

＜対象作物＞

麦・大豆、高収益作物(野菜等)、子実用とうもろこし

麦大豆

⑤ 国産小麦・大豆供給力強化総合対策

64億円【R4補正】 + 1億円【R5当初】

畑地化促進助成 22億円

③ 水田活用の直接支払交付金

2,940億円
【R5当初】

④ コメ新市場開拓等促進事業

(旧水田リノベーション事業)

110億円【R5当初】

＜対象作物＞新市場開拓用米(輸出用米等)、加工用米、米粉用米

＜関連予算＞

・国産シェア拡大対策(麦・大豆) 80億円【R4補正】

(乾燥調製施設等の導入、ストックセンターの整備等)

・米粉の利用拡大支援 140億円【R4補正】+8億円【R5当初】

(米粉の利用拡大支援対策事業等)

・飼料作物の国産化 120億円(所要額)【R4補正】+3億円【R5当初】

(飼料自給率向上総合緊急対策、畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち国産飼料の生産・利用拡大)

・機械・施設等の導入支援 306億円【R4補正】+121億円【R5当初】

(産地生産基盤パワーアップ事業、強い農業づくり総合支援交付金)

・畑地化・汎用化等に向けた基盤整備 400億円【R4補正】+150億円【R5当初】

(農業農村整備事業等)

・中山間地域対策 15億円【R4補正】+407億円【R5当初】

(元気な地域創出モデル支援事業、農村型地域運営組織(農村RMO)形成推進事業、最適土地利用総合対策等)

① 畑地化促進事業

【令和4年度補正予算：250億円】

- 水田を畑地化して畑作物の本作化に取り組む農業者に対して、畑地利用への円滑な移行を促し、畑作物の需要に応じた生産を促進することを目的として、畑作物の生産が安定するまでの一定期間、継続的に支援（伴走支援）するメニューを新設。
- また、畑作物の産地形成に取り組む地域を対象に、関係者間での調整や畑地化に伴う費用負担（土地改良区の地区除外決済金等）等に要する経費を支援するメニューを新設。

※ 農業者単位等で、取組面積等の評価基準（ポイント）に基づき、予算の範囲内で採択。

畑地化支援・定着促進支援・決済金等支援

- ① **畑地化支援**：水田における畑地化の取組（注1）を支援
- ② **定着促進支援**：水田を畑地化して、高収益作物やその他の畑作物の定着等を図る農業者を、作付面積に応じて、5年間支援（①とセットで支援）

対象作物	畑地化支援（注2）	定着促進支援（注3）
高収益作物 （野菜、果樹、花き等）	17.5万円/10a	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>2.0(3.0※1)万円/10a × 5年間</u> または ・ <u>10.0(15.0※1)万円/10a（一括）</u> <small>※1 加工・業務用野菜等の場合</small>
畑作物 （麦、大豆、飼料作物（牧草等）、子実用とうもろこし、そば等）	14.0万円/10a	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>2.0万円/10a × 5年間</u> または ・ <u>10.0万円/10a（一括）</u>

注1 畑地化は、交付対象水田から除外する取組を指す。（地目の変更を求めるものではない。）

注2 令和5年度における取組が対象。

注3 令和4年度または5年度において、畑地化した面積全体が対象。

③ 土地改良区決済金等支援

令和5年度に畑地化に取り組むことを約束した農業者に対して、畑地化に伴い土地改良区に支払う必要が生じる経費（地区除外決済金や協力金）を支援（定額（上限25万円/10a））

体制構築支援

- **産地づくりに向けた体制構築支援**
畑作物の産地形成に取り組む地域を対象に、地域でまとまった畑地化やブロックローテーションの体制構築等のための調整（現地確認や打合せなど（注4））に要する経費を支援（定額（1協議会当たり上限300万円））



畑地化・ブロックローテーションの構築に向けた話し合い等の必要経費を定額で支援

注4 畑地化（交付対象水田からの除外）に際しては、**借地の場合には、賃借人（耕作者）が土地所有者の理解を得ることが必要。**地域再生協議会において、土地所有者を含めた地域の関係者に対する理解の醸成等の取組を進めていくことが重要。

② 畑作物産地形成促進事業（旧水田リノベーション事業）の概要

【令和4年度補正予算：300億円】

- 水田における畑作物の導入・定着により、水田農業を需要拡大が期待される畑作物を生産する農業へと転換するため、麦・大豆、高収益作物、子実用とうもろこしの低コスト生産等に取り組む生産者を支援。
- 低コスト生産等に係るメニューについて、畑作物の生産拡大に資する選択肢を拡充・重点化するとともに、採択にあたっては、畑地化やブロックローテーションに積極的に取り組む産地を高く評価。

※ 地域協議会単位で、取組面積等の評価基準（ポイント）に基づき、予算の範囲内で採択。

支援内容

1. 対象作物:

麦・大豆、高収益作物(加工・業務用野菜等)、
子実用とうもろこし

※加工用米、新市場開拓用米に対する支援は、令和5年度当初予算において検討。

2. 助成単価:

4万円(4.5万円※)/10a

※令和6年度に畑地化に取り組む場合

3. 主な要件:

- ・実需者との結び付き(産地・実需協働プランの策定)
- ・低コスト生産等の取組の実施(3つ以上の技術導入)

4. 前年度からの主な見直し事項:

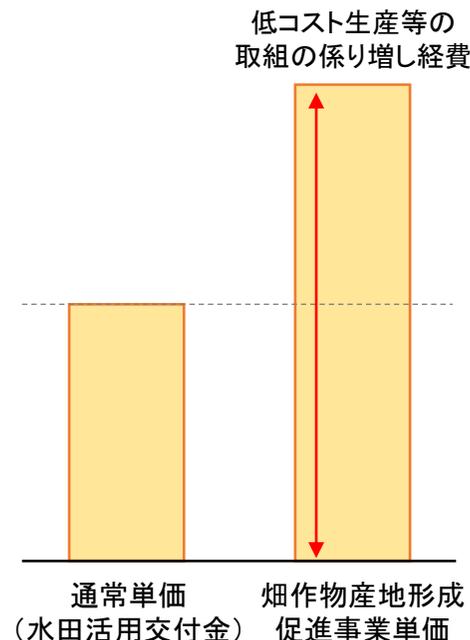
- ・低コスト生産等に係る取組メニューについて、排水対策(明渠、暗渠の整備)や土層改良(客土)など、畑作物の転換促進に資する選択肢を拡充・重点化
- ・採択基準について、畑地化やブロックローテーションに積極的に取り組む産地を高く評価

従来と同様

生産者向け支援のイメージ

・支援を受けるために必要な取組

- ① 実需者との結び付き
- ② 低コスト生産等の取組の実施



【低コスト生産等の取組例】



排水対策



大豆300A技術



土壌診断に基づく施肥 等

③ 水田活用の直接支払交付金等

【令和5年度予算概算決定額 305,000 (305,000) 百万円】

<対策のポイント>

食料自給率・自給力の向上に資する**麦、大豆、米粉用米等の戦略作物の本作化**とともに、地域の特色をいかした**魅力的な産地づくり、産地と実需者との連携に基づいた低コスト生産の取組、畑地化による高収益作物等の定着等**を支援します。

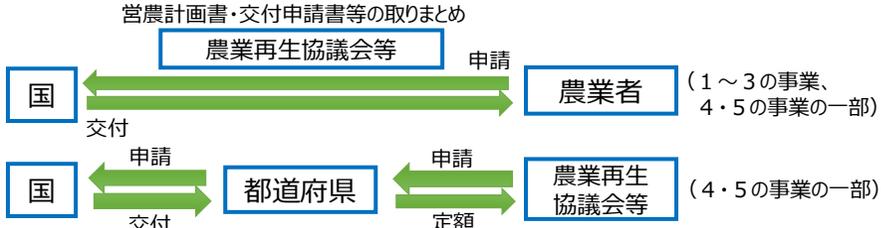
<政策目標>

- 麦・大豆等の作付面積を拡大（麦30.7万ha、大豆17万ha、飼料用米9.7万ha [令和12年度まで]）
- 実需者との結びつきのもとで、需要に応じた生産を行う産地の育成・強化
- 飼料用米、米粉用米の生産を拡大（飼料用米：70万t、米粉用米：13万t [令和12年度まで]）

<事業の内容>

- 1. 戦略作物助成**
水田を活用して、**麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米を生産する農業者を支援**します。
- 2. 産地交付金**
「水田収益力強化ビジョン」に基づく、地域の特色を活かした**魅力的な産地づくりに向けた取組を支援**します。
- 3. 都道府県連携型助成**
都道府県が**転換作物を生産する農業者を独自に支援**する場合に、農業者ごとの前年度からの転換拡大面積に応じて、都道府県の支援単価と同額（上限：0.5万円/10a）で**国が追加的に支援**します。
- 4. コメ新市場開拓等促進事業 (11,000百万円)**
産地と実需者との連携の下、新市場開拓用米等の低コスト生産等の取組を行う農業者を支援します。*8
*8 予算の範囲内で、助成対象となる地域農業再生協議会を決定
- 5. 畑地化促進助成 (2,215百万円)**
水田を畑地化し、**高収益作物やその他の畑作物の定着等を図る取組等を支援**します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

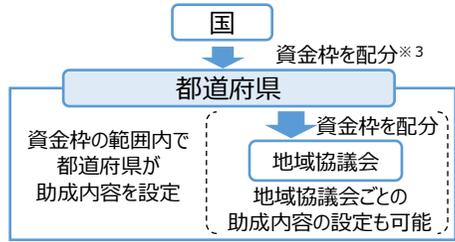
戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a*1
WCS用稲	8万円/10a
加工用米	2万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、5.5万円~10.5万円/10a*2

<交付対象水田>

- ・ たん水設備（畦畔等）や用水路等を有しない農地は交付対象外
- ・ 現場の課題を検証しつつ、5年間で一度も水張り（水稲作付）が行われない農地は令和9年度以降は交付対象水田としない
- *1：多年生牧草について、収穫のみを行う年は1万円/10a
- *2：飼料用米の一般品種について、令和5年度については従来と同様。令和6年度から標準単価を段階的に引き下げ、令和8年度において標準単価6.5万円/10a（5.5~7.5万円/10a）とする。

産地交付金



○ 当年産の以下の取組に応じて資金枠を追加配分

取組内容	配分単価
そば・なたね、新市場開拓用米、地力増進作物の作付け（基幹作のみ）	2万円/10a
新市場開拓用米の複数年契約	1万円/10a

*3：作付転換の実績や計画等に基づき配分

畑地化促進助成

（令和4年度補正予算と併せて実施）

- 畑地化支援**（高収益作物：17.5万円/10a*4 ※4：令和5年度までの時限単価
畑作物（高収益作物以外）*5：14.0万円/10a*6）
- 定着促進支援**
 - ア 高収益作物**（2万円（3万円*7）/10a×5年間）（①とセット） ※5：対象作物は、麦、大豆、飼料作物（牧草等）、子実用とうもろこし、そば等
 - イ 畑作物（高収益作物以外）***5（2万円/10a*6×5年間） ※6：令和4年度補正予算における単価
- 産地づくり体制構築等支援**（①とセット）
- 子実用とうもろこし支援**（1万円/10a） ※7：加工・業務用野菜等の場合

【お問い合わせ先】 農産局企画課（03-3597-0191）

④ コメ新市場開拓等促進事業

【令和5年度予算概算決定額 11,000（-）百万円】

<対策のポイント>

需要拡大が期待される作物を生産する農業へと転換するため、**実需者との結び付きの下で、新市場開拓用米、加工用米、米粉用米（パン・めん用の専用品種）の低コスト生産等に取り組む生産者を支援**します。

<事業目標>

- 実需者との結びつきの下で、需要に応じた生産を行う産地の育成・強化
- 米粉用米の生産を拡大（米粉用米13万ha [令和12年度まで]）

<事業の内容>

実需者ニーズに応えるための低コスト生産等の取組支援 11,000百万円

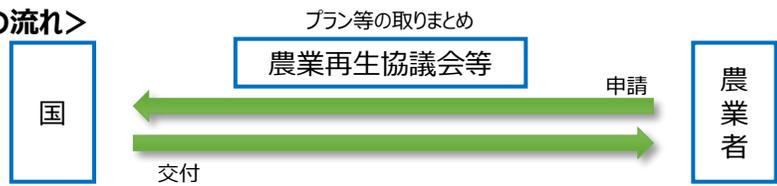
産地・実需協働プランに参画する生産者が、実需者ニーズに対応するための**低コスト生産等の技術導入を行う場合に、取組面積に応じて支援**します。

- ① **対象作物**：令和5年産の新市場開拓用米、加工用米、米粉用米（パン・めん用の専用品種）
- ② **交付単価**：**新市場開拓用米 4万円/10a**
加工用米 3万円/10a
米粉用米（パン・めん用の専用品種） 9万円/10a
- ③ **採択基準**：地域協議会単位で、取組面積等の評価基準（ポイント）に基づき、**予算の範囲内で採択**

<留意事項>

- ※1 令和5年産の基幹作が対象です。
- ※2 農業者等が実需者と販売契約を締結する又はその計画を有していることが必要です。
- ※3 本支援の対象となった面積は、令和5年度水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成（加工用米、米粉用米）及び都道府県に対する産地交付金の取組に応じた追加配分（新市場開拓用米）の対象面積から除きます。
- ※4 予算額のうち、33百万円を農業再生協議会等の事務費として計上しています。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

【産地・実需協働プラン】

- ✓ 産地と実需者が連携し、新市場開拓用米、加工用米、米粉用米について、需要拡大のために必要な生産対策や需要の創出・拡大に係る取組内容、目標等を盛り込んだ計画



実需者ニーズに応えるための低コスト生産等の技術導入



【例】スマート農業機器の活用



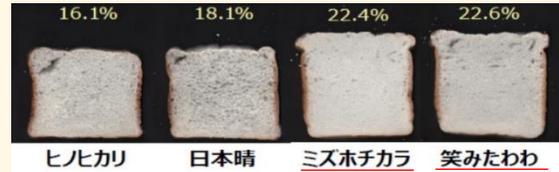
直播栽培



土壌診断に基づく施肥

米粉用米（パン・めん用の専用品種）の例

- (パン用の専用品種)
 - ・ミズホチカラ
 - ・笑みたわわ 等
- (めん用の専用品種)
 - ・亜細亜（あじあ）のかおり
 - ・ふくのこ 等



⑤ 小麦・大豆の国産化の推進

【令和5年度予算概算決定額 90（100）百万円】
 （令和4年度補正予算額 14,361百万円）

<対策のポイント>

産地と実需が連携して行う**小麦・大豆の国産化を推進**するため、ブロックローテーションや営農技術・機械の導入等による**生産性向上**や**増産**を支援するとともに、国産小麦・大豆の安定供給に向けた**ストックセンターの整備**や**新たな流通モデルづくり**、更なる利用拡大に向けた**新商品開発**等を支援します。

<事業目標> [平成30年度→令和12年度まで]

- 小麦生産量の増加（76万t→108万t）
- 大麦・はだか麦生産量の増加（17万t→23万t）
- 大豆生産量の増加（21万t→34万t）

<事業の内容>

1. 国産小麦・大豆供給力強化総合対策

- ① **生産対策（麦・大豆生産技術向上事業）** **90（100）百万円**
 【令和4年度補正予算】5,961百万円
 麦・大豆の増産を目指す産地に対し、水田・畑地を問わず、**作付けの団地化、ブロックローテーション、営農技術の導入**等を支援します。
- ② **流通対策** **【令和4年度補正予算】300百万円**
ア 麦類供給円滑化事業
 国産麦を一定期間**保管**することで安定供給体制を構築する取組を支援します。
イ 新たな麦・大豆流通モデルづくり事業
 麦・大豆の流通構造の転換に向けた**新たな流通モデルづくり**を支援します。
- ③ **消費対策（麦・大豆利用拡大事業）** **【令和4年度補正予算】100百万円**
 国産麦・大豆の利用拡大に取り組む食品製造事業者等に対し、**新商品開発**や**PR、マッチング**等を支援します。

2. 産地生産基盤パワーアップ事業のうち国産シェア拡大対策（麦・大豆）

【令和4年度補正予算】8,000百万円
 産地と実需が連携して国産麦・大豆の取扱数量を増加させる取組を推進するため、増産に資する**農業機械**や**乾燥調製施設の導入**、不作時にも安定供給するための**ストックセンターの整備**、国産麦・大豆の利用拡大に向けた**食品加工施設の整備**等を支援します。

<事業イメージ>

生産対策



営農技術の導入
（定額）



農業機械の導入
（1/2以内）



乾燥調製施設の整備
（1/2以内）

流通対策

消費対策



・ ストックセンターの整備（1/2以内）
 ・ 一定期間の保管（定額、1/2以内）



・ 新商品の開発（定額、1/2以内）
 ・ 加工設備・施設の導入（1/2以内）

<事業の流れ>



麦・大豆の国産化を一層推進

【お問い合わせ先】（1①、1②イ、1③(大豆)、2の事業）
 農産局穀物課（03-6744-2108）
 （1②ア、1③(麦)の事業） 貿易業務課（03-6744-9531）

飼料用米・米粉用米の支援に係る課題と対応方向

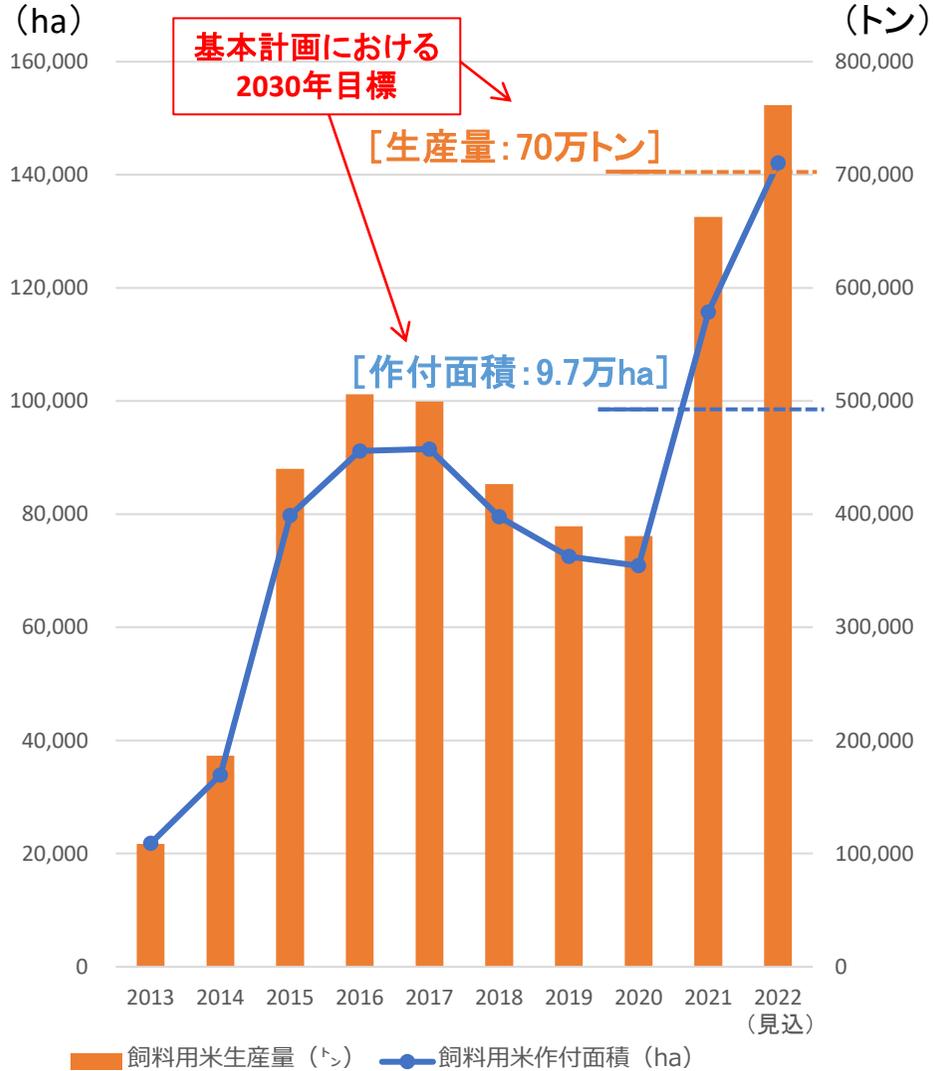
	現行の支援	令和4年産 作付面積・生産量 (見込み)	(参考) 令和12年度 生産努力目標 (R2基本計画)	課題と対応方向
飼料用米	<p>収量に応じ 5.5～10.5万円/10a</p> <p>・品種は、 ・一般品種（主食用） ・多収品種 のいずれも可</p> <p>・管理方式は、 ・区分管理 ・一括管理 のいずれも可</p>	14.2万ha (約76万トン)	9.7万ha (70万トン) R4年産での達成率 146% (108%)	<ul style="list-style-type: none"> 多収品種は、限られた面積の中で、より多くの収量を上げることにより、飼料自給率の向上に寄与（平成26年産～） 一般品種は、需給動向次第で主食用米に戻りやすく、転換後の定着性が低い より定着性の高い麦・大豆から取り組みやすい飼料用米に転換を進める産地もあるなど、これまでの産地づくりの努力が後退 需給動向次第で供給量が増減するため、実需者への安定供給に影響 基本計画における令和12年度目標を既に達成しており、作物間のバランスを確保する必要。 <p>⇒主食用米への回帰を防ぎつつ、多収品種を基本とする本来の支援体系への転換を検討</p>
米粉用米		0.8万ha (約5万トン)	2.3万ha (13万トン) R4年産での達成率 36% (34%)	<ul style="list-style-type: none"> 作付面積拡大による生産量増加に加え、実需者のニーズに合った品種の生産等を重点的に支援していくことが必要 <p>⇒専用品種等による需要に応じた生産を重点的に支援する、新たな支援体系を検討</p>

それぞれの課題に対応した支援のあり方を検討

※令和4年産作付状況・生産量（見込み）は、6月末作付意向の面積に令和4年産の水稻の平年単収（536kg/10a）を乗じて算出。

飼料用米・米粉用米の作付面積・生産量

飼料用米の作付面積と生産量の推移



米粉用米の作付面積と生産量の推移

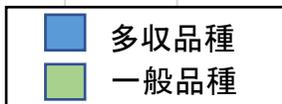
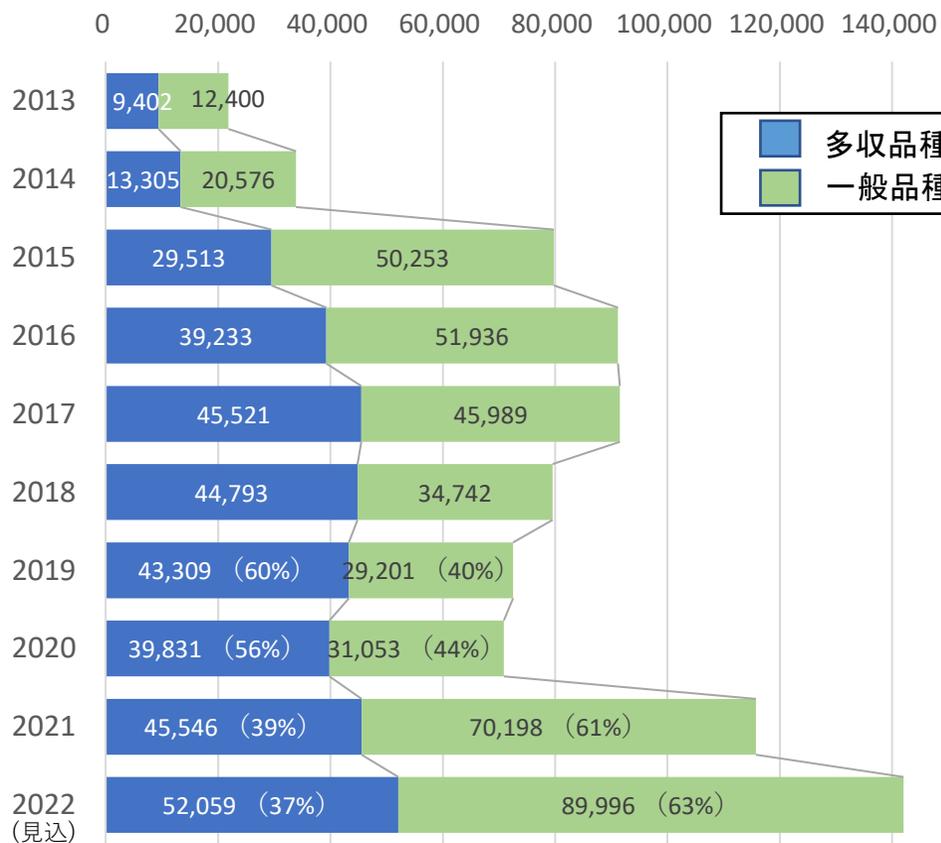


出典: 農林水産省調べ。2022年産の生産量は、新規需要米取組計画の認定面積に基準単収を乗じて算出。

飼料用米・米粉用米の多収品種・一般品種の作付割合

飼料用米の多収品種・一般品種の作付割合

(ha)

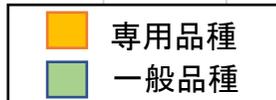
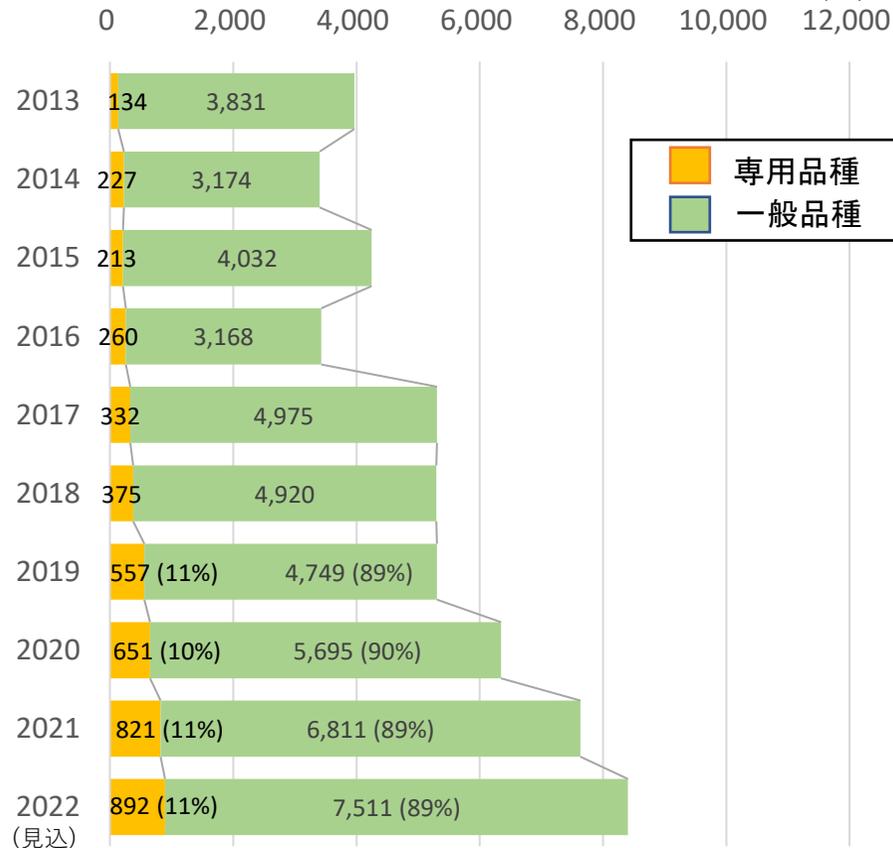


多収品種は着実に増加しているが、近年は横ばい

一般品種は主食用米の需給状況に応じて大きく変動

米粉用米の専用品種・一般品種の作付割合

(ha)



全体として増加傾向だが、専用品種の供給が十分でない

出典：農林水産省調べ。多収品種には、国の委託試験等によって育成され、一般品種と比べて収量が多い「専用品種」と、都道府県知事の申請のに基づき地方農政局長等が認める「特認品種」を含む。米粉用米の一般品種には「特認品種」を含む。

各都道府県において栽培可能な多収品種

(令和4年11月作成)

都道府県	多収品種	特認品種
北海道	きたげんき、北瑞穂、 たちじょうぶ	そらゆたか
青森県	えみゆたか	ゆたかまる
岩手県	べこごのみ、いわいだわら、 ふくひびき、べこあおば、 夢あおば	つぶゆたか、つぶみのり、たわ わっこ
宮城県		東北211号
秋田県		秋田63号、たわわっこ
山形県		山形22号、山形糯110号
福島県		たちすがた、アキヒカリ
茨城県	べこごのみ、いわいだわら、 ふくひびき、べこあおば、 夢あおば、亜細亜のかおり、 オオナリ、もちだわら、 モミロマン、ホシアオバ、 みなちから、北陸193号、 クサホナミ、ふくのこ、 笑みたわわ	月の光
栃木県		
群馬県		
埼玉県		
千葉県		アキヒカリ、初星
東京都		
神奈川県		
山梨県		
長野県		ふくおこし
静岡県		どんとこい、あきだわら
新潟県	新潟次郎、アキヒカリ、 ゆきみのり、亀の蔵、いただき、 新潟糯95号「ゆきみらい」	
富山県	やまだわら	
石川県		
福井県	あきだわら、越南305号	
岐阜県	あきだわら、アキヒカリ	
愛知県	タチアオバ、もみゆたか	

都道府県	多収品種	特認品種
三重県	べこごのみ、いわいだわら、 ふくひびき、べこあおば、 夢あおば、亜細亜のかおり、 オオナリ、もちだわら、 モミロマン、ホシアオバ、 みなちから、北陸193号、 クサホナミ、ふくのこ、 笑みたわわ	タチアオバ、あきだわら、やま だわら
滋賀県		吟おうみ
京都府		あきだわら
大阪府		
兵庫県		あきだわら、兵庫牛若丸
奈良県		
和歌山県		
鳥取県		日本晴、コガネヒカリ
島根県		みほひかり
岡山県		中生新千本
広島県		中生新千本、ハウレイ
山口県		あきだわら
徳島県		
香川県		
愛媛県		媛育71号
高知県		
福岡県		ツクシホマレ、夢一献、タチア オバ
佐賀県	レイハウ、さがうらら	
長崎県	夢十色	
熊本県	タチアオバ、越のかおり	
大分県	タチアオバ	
宮崎県	タチアオバ、み系358、宮崎52号	
鹿児島県	タチアオバ、ルリアオバ、 ミナミユタカ、夢十色、 夢はやと、西南160号	
沖縄県		

米粉に適した米粉用米専用品種について

- 米粉の需要拡大に向けて、原料用米の生産面では、パンに適した「ミズホチカラ」や「笑みたわわ」、麺に適した「亜細亜のかおり」等、各地において加工適性や収量に優れた品種が開発。
- 米粉に適した米粉用米の生産が各地で増加しており、これらを使用した米粉製品が各地で開発。

ミズホチカラ(短粒種)

- ・「ミズホチカラ」は多収で「ヒノヒカリ」より20日程度遅く成熟する米粉用品種。
- ・収量は、「ヒノヒカリ」より41%多収(686kg/10a)。
- ・米粉パンのふくらみが良く、米粉加工適性に優れる。
- ・栽培適地は、暖地の普通期栽培地帯と温暖地平坦部の早植え地帯(主に九州)。

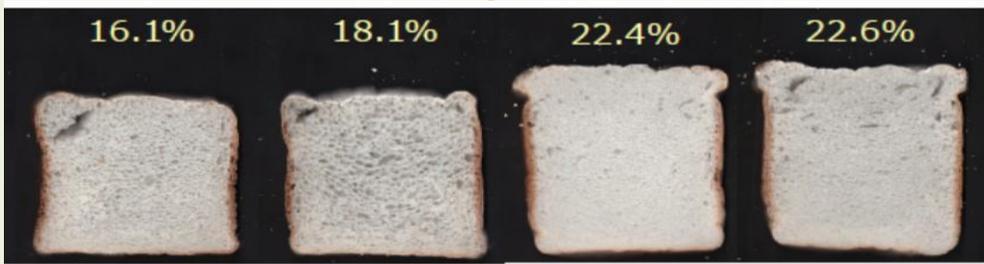
笑みたわわ(短粒種)

- ・「笑みたわわ」は、多収で「ヒノヒカリ」より10日ほど遅く成熟する米粉用品種。
- ・収量は、「ヒノヒカリ」よりかなり多収(677kg/10a)。
- ・米粉の粒径が小さく、損傷デンプンの割合が低い米粉が得られやすく、製粉適性に優れる。
- ・栽培適地は暖地及び温暖地(関東以西)。

○ミズホチカラ、笑みたわわは **パンの膨らみが良い**。



ミズホチカラ



ヒノヒカリ 日本晴 ミズホチカラ 笑みたわわ

※数字はアミロース含有率



笑みたわわ

ふくのこ(短粒種)

- ・「ふくのこ」は、アミロース含有率が27%程度で、従来の高アミロース品種と同様に、米粉麵への加工が可能。
- ・「ヒノヒカリ」と収穫時期はほぼ同じで、2割ほど多収。
- ・栽培適地は、「ヒノヒカリ」の栽培が可能な関東以西の平坦地。

亜細亜(あじあ)のかおり(短粒種)

- ・「亜細亜のかおり」は、アミロース含有率が32%程度の高アミロース米品種。
- ・「コシヒカリ」よりも収穫期が遅く、標肥栽培で789kg/10aと多収。
- ・米麺に適し、アジア風の米麺としての利用が期待。
- ・栽培適地は、北陸から東海、関東以西。



ふくのこ



「ふくのこ」の米粉麺



亜細亜のかおり



亜細亜のかおり

引用: 農研機構 2020様々な用途に向くお米の品種シリーズ

農地利用の団地化による生産性向上の取組への支援

- 麦・大豆や多収品種の飼料用米等への作付転換を定着させていくためには、農地利用の団地化により生産性を高め、所得の向上を図ることが重要。
- このため、農地利用を団地化して、畑地化やブロックローテーションに取り組む地域を対象として、地域の関係者間での農地利用の調整、種子の確保等の取組を支援。

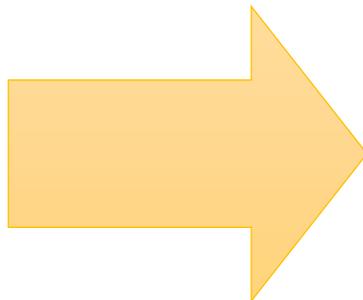
関連予算措置

令和4年度補正予算

畑地化促進事業(250億円)のうち
「産地づくりに向けた体制構築支援」

令和5年度当初予算

水田活用の直接支払交付金のうち
「産地づくりに向けた体制構築支援」



支援内容

1. 目的

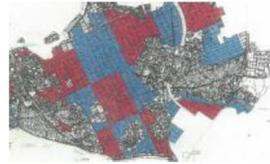
農地利用を団地化して、畑地化やブロックローテーションに取り組む地域を対象として、以下の取組を支援。
(1地域協議会当たり上限300万円)

2. 支援内容(例)

- 団地化に向けた関係者間での農地利用の調整
- 畑地化やブロックローテーションの実施に向けた圃場の調査
- 畑地化による畑作物の収量向上等の実証・分析
- 新たなブロックローテーション体系構築のための試験栽培
- 麦・大豆・飼料用米(多収品種)・米粉用米(専用品種)等の種子の確保に係る取組 など

団地化・ブロックローテーションの構築に向けた話し合い等の必要経費を定額で支援

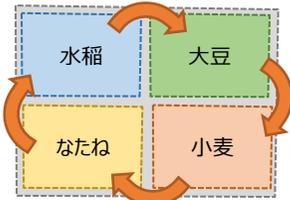
【田畑輪換の例(4年4作)】



畑地化やブロックローテーションのための現地確認



畑地化等に向けた話し合い



BRの展示圃の設置

令和5年産以降の飼料用米（一般品種）への支援について

- 令和5年産は農業者が多収品種の種子を確保することが困難であることを踏まえ、当該年産に対する支援内容は、多収品種・一般品種ともに、従来と同様のものとする。
- 令和6年産以降は、一般品種については多収品種の種子の確保が可能となることから、
 - ① 従来、主食用米の需給緩和局面において、緊急的な作付転換の手段の役割を果たしてきたことを踏まえ、引き続き支援対象にするものの、
 - ② 多収品種による作付転換を推進するため、令和6年産～8年産にかけて支援水準を段階的に引き下げることとする。

	令和5年産	令和6年産	令和7年産	令和8年産
一般品種	<ul style="list-style-type: none"> ・ 数量に応じて、 5.5～10.5万円/10a (標準単価 8.0万円/10a) (従来と同様) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 数量に応じて、 5.5～9.5万円/10a (標準単価 7.5万円/10a) <p style="text-align: center;">or</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 単価7.5万円/10a 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 数量に応じて、 5.5～8.5万円/10a (標準単価 7.0万円/10a) <p style="text-align: center;">or</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 単価7.0万円/10a 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 数量に応じて、 5.5～7.5万円/10a (標準単価 6.5万円/10a) <p style="text-align: center;">or</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 単価6.5万円/10a

※ 耕畜連携の促進等の観点から、令和5年産より、出荷確認時の報告事項に、稲わらの利用状況や品代等を追加し、検証を行う。

※※ 多収品種については数量に応じて5.5～10.5万円/10a（従来どおりの単価）

令和5年産以降の米粉用米への支援について

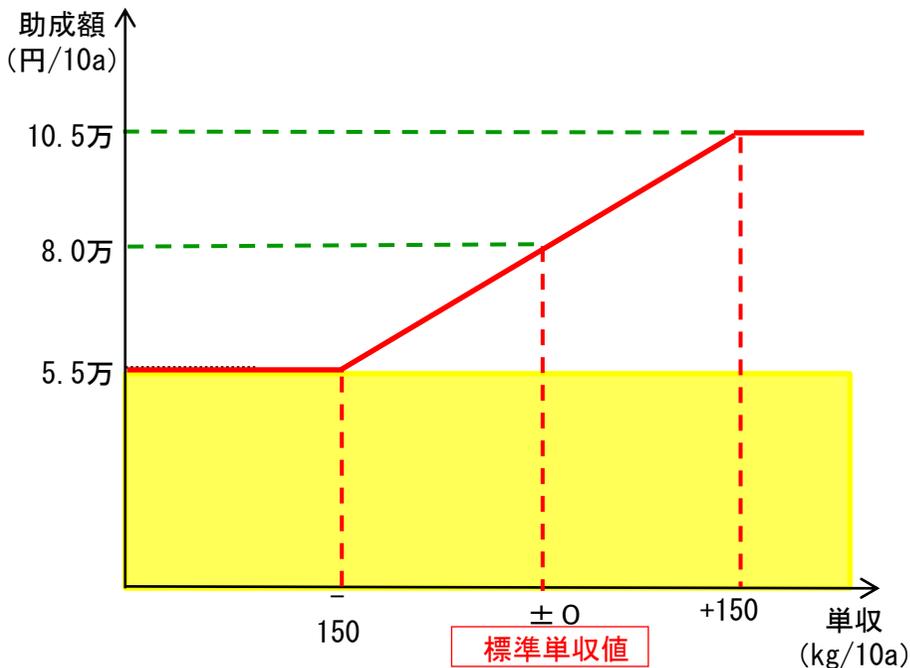
令和5年産	令和6年産
<ul style="list-style-type: none">従来と同じ支援内容を措置 (専用品種・一般品種を対象に数量に応じて、 5.5～10.5万円/10a)今後、需要拡大が期待されるパン・麺用の 専用品種については、新規事業（コメ新市場 開拓等促進事業）により、9万円/10aの支援 の活用も可能	<ul style="list-style-type: none">専用品種・一般品種への支援を継続

※耕畜連携の促進等の観点から、令和5年産より、出荷確認時の報告事項に、稲わらの利用状況や品代等を追加し、検証を行う。

飼料用米の申請項目の変更について

標準単収値を基準とした単価の算定 (変更無し)

数量払いの単価 (傾き) : 約167円/kg

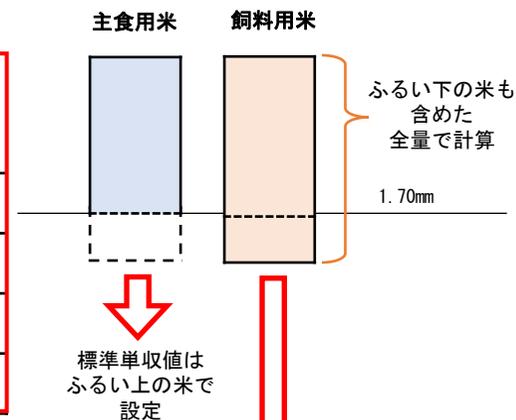


1.70mmふるい上の米のみを基準に設定

現在の運用

【数量報告書】

	管理方式	面積	合計収量 (ふるい下米を含めることも可 ^注)
農業者A	区分	10a	550kg
農業者B	一括	10a	536kg
農業者C	一括	10a	586kg
...



合計収量 (ふるい下米含めることも可) により単価を計算

注 飼料用米の生産においては、「区分管理方式」又は「一括管理方式」が選択可能。
「区分管理方式」はほ場を特定する方式であるため、当該ほ場のふるい下米のみ含めることが可能。
「一括管理方式」はほ場を特定せずに契約数量 (認定面積で生じる量の範囲内で、ふるい下米を任意に含めることも可) を出荷する方式。

主食用米と同じ基準で比較できるようにする

今後の運用

【数量報告書】

	管理方式	面積	合計収量	収穫量の内訳を追加	
				ふるい上*	ふるい下*
農業者A	区分	10a	550kg	536kg	14kg
農業者B	一括	10a	536kg	536kg	0kg
農業者C	一括	10a	586kg	536kg	50kg
...

合計収量のうちふるい上の米により単価を計算

※地域のふるい下の発生率で計算可

令和5年産における水田活用直接支払交付金及び関連対策の見直し（稲作関係のみ）

[令和4年産]

水田活用の直接支払交付金

作付面積に応じて、

[戦略作物助成]

- ・加工用米 20,000円/10a
- ・WCS用稲 80,000円/10a
- ・飼料用米/米粉用米 55,000円～105,000円/10a

[産地交付金]

- ・新市場開拓用米 20,000円/10a
- ・新市場開拓用米の複数年契約 10,000円/10a
- ・飼料用米・米粉用米の複数年契約(継続分のみ) 6,000円/10a

同一ほ場でどちらか一方のみ支援可

水田リノベーション事業

主な要件として、

- ①実需者との結び付き
 - ②低コスト生産等の技術導入
- を行う場合に、
- ・新市場開拓用米 40,000円/10a
 - ・加工用米 30,000円/10a

[令和5年産]

水田活用の直接支払交付金

作付面積に応じて、

[戦略作物助成]

- ・加工用米 20,000円/10a
- ・WCS用稲 80,000円/10a
- ・飼料用米/米粉用米 55,000円～105,000円/10a

[産地交付金]

- ・新市場開拓用米 20,000円/10a
- ・新市場開拓用米の複数年契約 10,000円/10a

同一ほ場でどちらか一方のみ支援可

コメ新市場開拓等促進事業【新規】

主な要件として、

- ①実需者との結び付き
 - ②低コスト生産等の技術導入
- を行う場合に、
- ・新市場開拓用米 40,000円/10a
 - ・加工用米 30,000円/10a
 - ・**米粉用米（専用品種※） 90,000円/10a**
- ※パン・めん用の専用品種

農林水産省が水田農業における作付転換を支援します

農林水産省では、令和3年7月より、新たに耕種農業全体を所管する「農産局」を新設し、これまで別々に行ってきた米・麦等の土地利用型作物と野菜・果樹などの園芸作物に対する支援を、一体的に講じることのできる体制を整備しています。

水田の作付転換を検討される産地・生産者の皆様は、以下までお気軽にお問い合わせ下さい。

品 目	地方農政局等の担当	農林水産省本省の担当	
米全般(新市場開拓用米、加工用米、米粉用米、飼料用米、WCS)		企画課 水田農業対策室 土地利用型農業調整班	03-6744-7135
麦		穀物課麦生産班	03-6744-2108
大豆		穀物課豆類班	03-3502-5965
野菜		園芸作物課 園芸流通加工第1班	03-3501-4096
果樹		果樹・茶グループ 果樹振興班	03-3502-5957
有機農業・地力増進作物		農業環境対策課 企画班	03-6744-0499
飼料用とうもろこし		飼料課 飼料生産振興班	03-3502-5993

次のページをご覧ください

農産局

畜産局

転換作物の品目別お問い合わせ先一覧

北海道農政事務所		連絡先
米全般	生産支援課	011-330-8807
麦	生産支援課畑作G	011-330-8807
大豆	生産支援課畑作G	011-330-8807
野菜	生産支援課産バ園芸G	011-330-8807
果樹	生産支援課産バ園芸G	011-330-8807
有機・地力増進作物	生産支援課環境G	011-330-8807
飼料用とうもろこし	生産支援課酪農畜産G	011-330-8807
東北農政局		連絡先
米全般	生産振興課	022-221-6169
	青森県拠点	017-777-3512
	岩手県拠点	019-624-1125
	宮城県拠点	022-221-1105
	秋田県拠点	018-862-5612
	山形県拠点	023-622-7247
	福島県拠点	024-534-4157
麦	生産振興課	022-221-6169
大豆	生産振興課	022-221-6169
野菜	園芸特産課	022-221-6193
果樹	園芸特産課	022-221-6193
有機・地力増進作物	生産技術環境課	022-221-6214
飼料用とうもろこし	畜産課	022-221-6198
関東農政局		連絡先
米全般	生産振興課	048-740-5257
	茨城県拠点	029-221-2186
	栃木県拠点	028-633-3314
	群馬県拠点	027-221-1416
	埼玉県担当	048-740-0100
	千葉県拠点	043-224-5617
	東京都拠点	03-5144-5258
	神奈川県拠点	045-211-7176
	山梨県拠点	055-254-6016
	長野県拠点	026-234-5575
	静岡県拠点	054-246-6121
麦	生産振興課	048-740-0409
大豆	生産振興課	048-740-0409
野菜	園芸特産課	048-740-0441
果樹	園芸特産課	048-740-0431
有機・地力増進作物	生産技術環境課	048-740-0443
飼料用とうもろこし	畜産課	048-740-0027

北陸農政局		連絡先
米全般	生産振興課	076-232-4302
	新潟県拠点	025-228-5281
	富山県拠点	076-441-9307
	石川県担当	076-203-9140
	福井県拠点	0776-30-1619
麦	生産振興課	076-232-4302
大豆	生産振興課	076-232-4302
野菜	園芸特産課	076-232-4314
果樹	園芸特産課	076-232-4314
有機・地力増進作物	生産技術環境課	076-232-4893
飼料用とうもろこし	畜産課	076-232-4317
東海農政局		連絡先
米全般	生産振興課	052-223-4623
	岐阜県拠点	058-271-4407
	愛知県担当	052-763-4552
	三重県拠点	059-228-3199
麦	生産振興課	052-223-4622
大豆	生産振興課	052-223-4622
野菜	園芸特産課	052-223-4624
果樹	園芸特産課	052-223-4624
有機・地力増進作物	生産技術環境課	052-746-1313
飼料用とうもろこし	畜産課	052-223-4625
近畿農政局		連絡先
米全般	生産振興課	075-414-9020
	滋賀県拠点	077-522-4275
	京都府担当	075-414-9084
	大阪府拠点	06-6941-9657
	兵庫県拠点	078-331-9951
	奈良県拠点	0742-36-2981
	和歌山県拠点	073-436-3832
麦	生産振興課	075-414-9020
大豆	生産振興課	075-414-9020
野菜	園芸特産課	075-414-9023
果樹	園芸特産課	075-414-9023
有機・地力増進作物	生産技術環境課	075-414-9722
飼料用とうもろこし	畜産課	075-414-9022

中国四国農政局		連絡先
米全般	生産振興課	086-230-4251
	鳥取県拠点	0857-22-3256
	島根県拠点	0852-25-4490
	岡山県担当	086-233-1577
	広島県拠点	082-228-9483
	山口県拠点	083-922-5255
	徳島県拠点	088-622-6132
	香川県拠点	087-883-6503
	愛媛県拠点	089-932-6989
	高知県拠点	088-875-2151
麦	生産振興課	086-224-9411
大豆	生産振興課	086-224-9411
野菜	園芸特産課	086-224-9413
果樹	園芸特産課	086-224-9413
有機・地力増進作物	生産技術環境課	086-230-4249
飼料用とうもろこし	畜産課	086-224-9412
九州農政局		連絡先
米全般	生産振興課	096-300-6214
	福岡県拠点	092-281-8261
	佐賀県拠点	0952-23-3135
	長崎県拠点	095-845-7121
	熊本県担当	096-300-6305
	大分県拠点	097-532-6134
	宮崎県拠点	0985-22-3184
	鹿児島県拠点	099-222-5840
麦	生産振興課	096-300-9465
大豆	生産振興課	096-300-6222
野菜	園芸特産課	096-300-6254
果樹	園芸特産課	096-300-6256
有機・地力増進作物	生産技術環境課	096-300-6268
飼料用とうもろこし	畜産課	096-300-6279
沖縄総合事務局		連絡先
全般	生産振興課	098-866-1653